

羽幌町告示第78号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和7年度及び令和8年度において、羽幌町が発注する工事の契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法について次のとおり定めたので、政令第167条の11第3項の規定によりこれを告示します。

令和6年12月5日

羽幌町長 森



記

第1 資格

1 基本的資格要件

羽幌町が発注する契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」と総称する。）に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という。）は、政令第167条の4第1項（第167条の11第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、競争入札への参加を排除されている者であってはならない。

2 契約の種類による資格要件

(1) 工事の請負契約

ア 工事の請負契約（塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事及び造園工事に係る契約を含む、以下同じ。）についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしているものとする。

(ア) 令和6年12月1日現在において、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可を受けており、かつ当該許可を受けて2年以上その営業を行っていること。

(イ) 令和6年12月1日の直前2期分の決算において、完成工事高を有していること。

イ 工事の請負契約についての競争入札参加資格者は、工事の種類に応じ、次に掲げる事項について行った審査の結果により算出した総合数値を勘案したうえで、工事予定価格に対応する等級に格付けされた者

(ア) 客観的審査事項

建設業法第27条の23第3項の規定により、平成20年国土交通省告示第85号に定められた項目とする。

(イ) 主観的審査事項

- a 工事施工実績
- b 工事施工成績

(2) 建築物の設計に係る契約

建築物の設計に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）による1級建築士事務所又は、2級建築士事務所についての登録を受けた者であること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者はこの限りではない。

イ 令和6年12月1日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 令和5年12月1日から令和6年11月30日までの間に売上高を有していること。

(3) 土木施設物の設計、地質調査又は技術資料作成に係る契約

土木施設物の設計、地質調査又は技術資料作成に係る契約についての競争入札参加資格者は、次の要件を満たしている者とする。

ア 令和6年12月1日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 令和5年12月1日から令和6年11月30日までの間に売上高を有していること。

(4) 測量に係る契約

測量に係る契約についての競争入札参加資格者は、次の要件を満たしている者とする。

ア 測量法（昭和24年法律第188号）による登録を受けた者であること。

イ 令和6年12月1日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 令和5年12月1日から令和6年11月30日までの間に売上高を有していること。

(5) 道路清掃に係る契約

道路清掃に係る契約についての競争入札参加資格者は、次の要件を満たしている者とする。

ア 令和6年12月1日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 令和5年12月1日から令和6年11月30日までの間に売上高を有していること。

3 資格の有効期限

資格の有効期限は、令和7年度及び令和8年度とする。ただし、共同企業体については令和7年度のみとする。

第2 資格の消滅

競争入札参加資格者が次のいずれかに該当したときは、当該競争入札参加資格者の資格は消滅するものとする。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者となったとき。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されたとき。
- (3) 営業に関し、法令の規定による許可、免許、又は登録等を要する場合において当該許可、免許、又は登録等を取り消されたとき。

第3 資格審査の申請の時期及び方法等

1 申請時期

- (1) 令和6年12月10日（火）から令和7年1月31日（金）までとする。
(インターネット又は書面申請のこと。)
- (2) 共同企業体又は協同組合に係る申請時期は、前号によるほか、当該共同企業体が結成されたとき、又は当該協同組合が設立されたときとする。
- (3) 町長が特に認めた者に係る申請時期は、町長の指定する日とする。

2 申請方法

(1) インターネット申請

インターネット回線を通じて利用申請を行ったうえで、申請用データを送信する。

ア 利用申請受付開始 令和6年12月10日（火）
イ データ受付期間 令和6年12月10日（火

) 9時00分から

令和7年1月31日（金）17時30分まで
ウ 利用申請受付先 北海道市町村入札参加資格共同審査システム
(データ送信先) (<http://www.hoctec.info/kyoshin>)

(2) 書面申請

インターネット環境にない者が申請する場合等においては、持参又は郵送による書面申請を受け付けるものとする。

ア 受付期間 令和6年12月10日（火）から
令和7年1月31日（金）まで
(土曜日、日曜日、祝日、12月31日から翌年1月5日まで
を除く。)

イ 受付時間 9時00分から17時30分まで
ウ 受付場所 羽幌町役場 建設課管理係
(〒078-4198 北海道苦前郡羽幌町南町1番地の1)

3 申請書様式等

- ア 入札参加資格共同審査協議会様式又は北海道公契連モデル
- イ 納税証明書（国税・道税・市町村税とともに、未納の税額がないことの証明）
- ウ 印鑑証明書
- エ 決算書（直前2期分）
- オ 暴力団排除に関する誓約書

4 資格審査の再審査

競争入札参加資格者は、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、再度資格審査の申請をするものとする。

- (1) 競争入札参加資格者の営業が相続合併又は譲渡により移転されたとき。
- (2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき、設立された中小企業協同組合（企業組合を除く。）である競争入札参加資格者がその構成員（競争入札参加者である組合員に限る。）を変更した場合
- (3) 企業組合である競争入札参加資格者、又は協同組合である競争入札参加資格者がその構成員を変更した場合